

地整協 ニュース

住吉台地番整理協議会 事務局 (FAX 077-532-1244)
http://www.eonet.ne.jp/~520sumiyosidai/
〒 520-0521 大津市和邇北浜 646-2(住吉台自治会館内)
E-Mail s_chiseikyou@gaia.eonet.ne.jp



平成 22 年 12 月 19 日

地図混乱、今の状況をお知らせします。

内閣総理大臣、法務大臣、国土交通大臣への陳情書を提出いたします。

『登記所備付地図の整備等の促進に向けて「地籍調査・登記「不動産登記特別措置法」を策定し法整備を図るため登記所備付地図作成作業のあり方に関する検討研究会」設置の陳情について』に基づき、内閣総理大臣補佐官 加藤公一先生（民主党地図 PT 事務局長）のご尽力の元、民主党川端達夫議員と共に 12月21日に内閣官房へ陳情を行います。この陳情書は、①現地確認不能地を登記閉鎖簿へ綴る事と、②筆界未定の場合に地籍調査図で地番の「+表示」による合併表示の弊害除去を目指しています。

特定エリアでの「法 14 条地図作成」に向けて

法務大臣政務官 黒岩宇洋先生から『貴会発本年 8 月 30 日付け「大津市和邇北浜地先の特定エリアにおける地図混乱解消に向けて、不動産登記法第 14 条地図作成作業の本年度実施」に関する懇願書につきましては、確かに受領いたしました』(11 月 19 日付け)の文書を、民主党陳情要請対応本部を通じて受け取りました。特定エリアにおいて、住吉台地区内で来年度地図作成の先行実施を目指していますが、法務省・法務局対策室においても真摯に検討されている事を報告します。

地図混乱地域（住吉台地区）対策室 本年度作業について

「土地の位置の確認について（お願い）12月7日付け文書」が、法務局から空き地の地権者に郵送されています。既に、家屋敷地については建物登記に基づき現地確認が対策室調査員により実施されました。住吉台地区の現況区画について、特に空地の占有状況等の調査が行

われるのは、**地図作成に向けた事前準備作業**として行われるのです。昨年度の意向確認作業と今年度作業の占有調査で、現況に区画がない現地確認不能地が確定されます。

特定エリアでは地整協への加入率が 74%

今まで三回にわたる法務局による地権者説明会や多くの新聞報道で、**住吉台全体が「地図混乱地域」と**説明されて来ました。しかし、「**私の土地は大丈夫**」と誤解されている方がまだまだ居られます。「**地図混乱の弊害**」は、これまで「目に見えない」と云われて来ました。しかし、ここ住吉台では違います。地図がなく、行政が手を差し伸べられないため、道路が荒れ放題、側溝からは水が溢れ敷地に浸水、10年前の崖崩れ災害の復旧も思うに任せないのです。正に生活環境が破壊されていますが、その上に「不明地番」と云う幽霊が存在いたします。

特定エリア図（裏面図）での現況区画で分かる様に、本来あり得ない「分筆での飛び地」が三箇所も存在します。ですから、現地確認不能地（不明地番）が何処でも主張できるのです。地整協の会員に対する、悪あがきに等しい「そんな主張」には全否定しますから一緒にスクラムを組んでいただきますようお願いいたします。もちろん「個人で対処できる」と考えられるのも自由ですが、ぜひとも今一度、相続財産としてお子様も含めてご家族で考えて頂きたいと思えます。



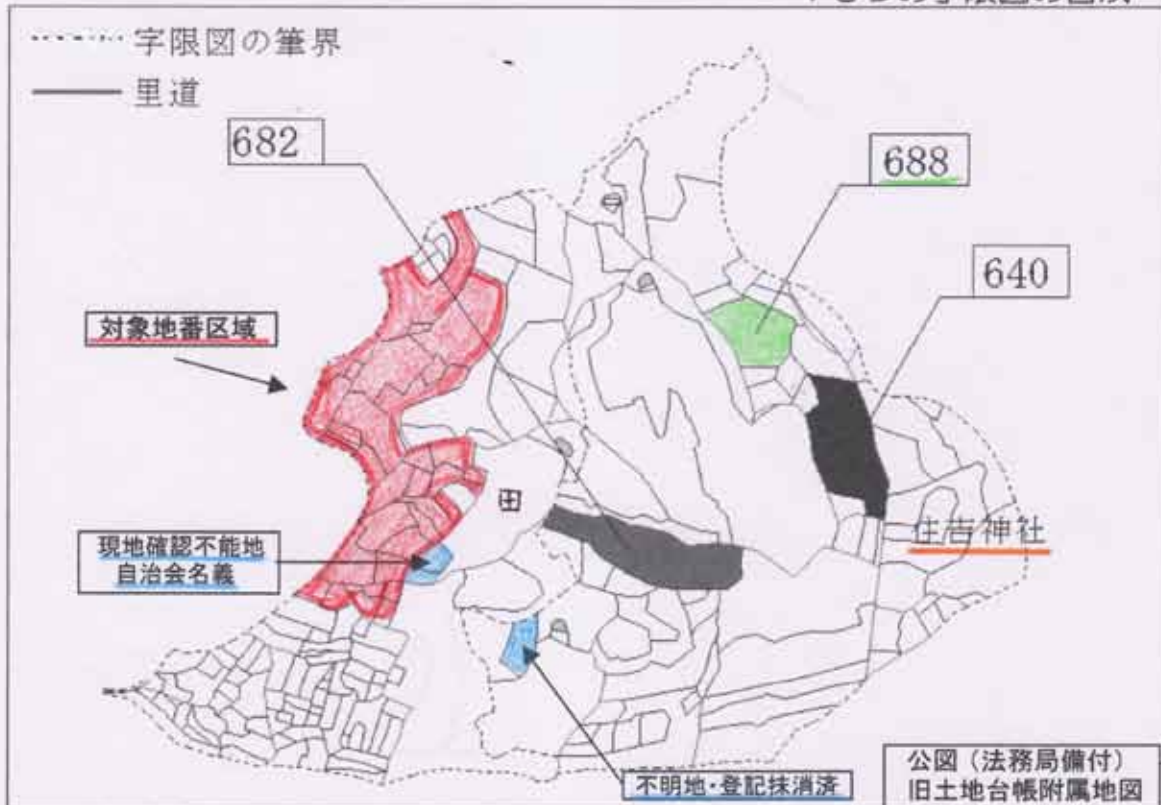
特定エリア地図

平成22年11月26日



▲ 現況の区画 不明地を含む元地番(673、683、685、686、687、691、695、722、723、727、738、742)

▼3つの字限図の合成



資料提供: 住吉台地番整理協議会